

前期基本計画

基本目標

1

快適に暮らすための 基盤を整える



政策1 暮らしの安全・安心の確保

- 施策1: 防災・消防体制の充実
- 施策2: 安全対策の推進



政策2 快適な生活環境の整備

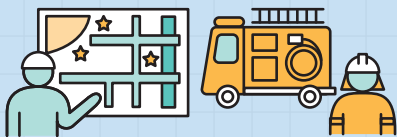
- 施策3: 住環境の充実
- 施策4: 交通基盤の整備
- 施策5: 上下水道の整備



政策3 自然環境への負荷の抑制

- 施策6: 自然環境を活かしたまちづくりの推進
- 施策7: 環境にやさしいまちづくりの推進





◆現状と課題◆

- 本市では、各地区において自主防災組織の設立に合わせ、要支援者へのサポート体制の強化に取り組んでいます。しかしながら、自主防災組織の組織率は約98%と高いものの、活動が活性化しておらず、形骸化している組織も多くみられます。
- 平成25(2013)年度より防災士資格取得費助成制度を設け、地域の防災力向上並びに防災リーダーの育成強化を図るとともに、平成29(2017)年には豊前市防災士会を設立し、新たな地域防災体制の構築により、自主防災組織の活性化及び支援体制強化に努めています。
- しかし、共助の要となる自主防災組織と各種防災リーダーとの連携、また、市民一人ひとりの防災意識は地区、年代によって温度差があり、今後30年以内に発生するとされる「南海トラフ巨大地震」及び大雨、台風等自然災害による甚大な被害の防止及び軽減に備え、自主防災組織の活動への理解並びに住民、防災リーダー等が連携した組織の充実強化が急務とされています。
- 一方、新型コロナウイルスの影響により、避難所運営での感染症対策など幅広い対応が求められており、それに伴い防災備蓄品と合わせ感染症対策用備蓄品の確保に努め、市防災倉庫、各避難所の防災倉庫へ配備を行っています。
- しかし、コロナ禍において長期間に亘る災害対応での職員不足は大きな課題であり、避難所の適正な運営に取り組むためには、自主防災組織及び防災リーダーの育成強化に努めるとともに、女性の視点を取り入れるなどの配慮が求められています。
- 気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、河川を中心にした対策から、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める流域治水※を推進する必要があります。
- その他、近年では認知症高齢者などの行方不明事案が増加しており、早期発見・保護に繋げるため、市民一人ひとりの意識の向上が課題となっています。また、関係機関との捜索体制の更なる強化が必要となっています。

◆施策の基本方針◆

対象	目的
全市民	地域の特性に即した地区防災計画策定を推進し、市内全域の防災力の向上を図るとともに、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図ります。また、防災関係機関の連携強化や防災・減災に向けた各種取組の充実・強化を図ります。

◆成果指標◆

自主防災組織結成率	指標設定の考え方
令和3年度:実績値 97.6%	市内全地域で自主防災組織が結成されることを目指します。
令和9年度:目標値 100.0%	

用語解説

※ **流域治水**:気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して行う水災害対策のこと。

◆基本事業◆

基本事業
1

災害予防の推進

- 災害対策基本法や福岡県地域防災計画の見直しに即し、実効性のある計画とするため、「豊前市地域防災計画」及び「防災マップ」等を必要に応じ見直すとともに、各種防災マニュアルを整備します。
- 市民一人ひとりの防災意識の向上を図るため、防災出前講座の実施及び自主防災組織の活動強化や地域協働による防災訓練の実施を支援します。
- 地域の実情に応じた防災活動を展開していくため、地域防災のリーダーである防災士の資格取得支援や個人の技能・スキルアップ講習会等を開催します。
- 地震に対する安全性を高めるため、「豊前市耐震改修促進計画」に沿って木造戸建て住宅・ブロック塀等の耐震化を促進します。
- 地域の特性に即した地区防災計画策定を推進し、自主防災組織、消防団、防災士が中心となる防災活動を支援するとともに、女性、高齢者、障がい者、外国人等の多様な視点を加えた避難訓練等の実施による地域防災力の向上に努めます。
- 女性等の参加を促進するなど自主防災組織の育成強化を図るとともに、防災士等関係組織との連携を通じ地域コミュニティの防災体制の充実に努めます。
- 災害、武力攻撃等における多様な情報伝達手段を確保するため、防災行政無線や防災ラジオ、防災情報メール、LINEを活用し、住民への迅速、確実な情報提供に努めます。
- 地域の安全性を確保し、土地の有効活用を図っていくため、老朽化が進む空き家については対策を行い、除却を促進します。
- 集中的な豪雨に備えるため、ため池や水路、河川、急傾斜地等を計画的に整備します。

基本事業
2

消防力の充実強化

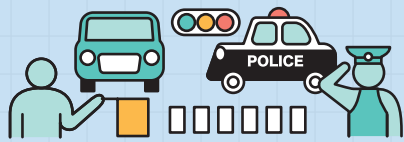
- 地域の消防力の向上を目指し、消防団の装備の充実を図り、消防車両を含む消防施設及び資機材等を計画的に整備するとともに、技術向上に向けた各種訓練を通じて京築広域圏消防本部との連携強化並びに安全教育の推進に取り組みます。
- 消防水利を確保するため、地域の実情に応じ、耐震性貯水槽、消火栓を計画的に設置します。
- 災害の多発化・激甚化に伴い、消防団に求められる役割が多様化しており、消防団組織の体制強化を図るため継続的な人材の確保や、防災を担う様々な主体との連携強化を見据え、消防団員の処遇改善に努めます。
- 市民の防火意識の一層の高揚を図るため、火災予防運動の広報や消防団と連携し、夜警巡回等を実施します。
- 高齢化に伴い、行方不明事案が増加しているため、行方不明に気付いた際の警察への早期相談や捜索について、市民への周知・啓発に取り組みます。また、警察、消防、地域の見守り団体との連携強化を図ります。

急傾斜地整備



水路整備





基本目標
1

快適に暮らすための基盤を整える

政策1 暮らしの安全・安心の確保

施策
2

安全対策の推進

◆現状と課題◆

- 近年増加している高齢者による交通事故、また、子どもや高齢者が被害者となる事故等を防止するため、交通安全に関する啓発活動の強化を図るとともに、安心安全な道路環境を確保するための整備を必要に応じて実施する必要があります。また、交通事故の未然防止策として、運転免許証の自主返納制度の利用促進を図っていく必要があります。
- 安心安全なまちづくりを目指し、地域全体で見守る体制の構築が必要とされており、警察や地域見守り団体を含む各防犯団体、企業などと連携した、交通安全・防犯啓発活動の強化が課題となっています。
- 防犯対策の中でも、依然として高齢者を狙った、ニセ電話詐欺やインターネットを利用した新たな悪徳商法が増加しており、詐欺犯罪等への未然防止に向けた周知を図り、防犯意識を高める必要があります。
- 全国的に外国人留学生や外国人労働者による、交通マナーの低下、また、犯罪等に利用される事案が発生しており、今後展開される海外との交流に伴い、警察、防犯団体等との連携強化に取り組む必要があります。

◆施策の基本方針◆

対象	目的
全市民	市民一人ひとりの交通マナーや防犯意識を高める啓発活動を行い、特に高齢者や子どもたちを地域全体で見守る生活環境を築くことにより、地域全体で支え合う安心安全なまちづくりを進めます。

◆成果指標◆

見守り活動組織を設立した地区数	指標設定の考え方
令和3年度:実績値 4地区	交通事故防止、犯罪抑制に向けて、地域における見守り体制の構築を進めます。
令和9年度:目標値 10地区	



見守り隊活動

◆基本事業◆

基本事業
1

交通安全意識の高揚

- 交通安全意識の高揚を図るため、警察や交通安全協会、交通安全指導員、また、各地区の見守り隊と連携し、通学時の交通安全指導、交通安全週間の広報啓発活動に取り組みます。
- 高齢者による交通事故の抑止を図るため、警察及び交通安全協会と連携し、高齢者事故防止啓発活動の強化に取り組むとともに、運転免許証の自主返納を促進します。
- 飲酒運転をさせない社会環境づくりを目指し、継続的な広報活動を行うとともに、警察及び各種団体と連携した啓発活動を行います。
- 子どもたちの交通安全意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、小・中学校における交通安全指導等に取り組みます。

基本事業
2

交通安全施設の整備

- 歩行者の安全と車両の円滑な通行を確保し、安心安全な道路環境づくりを推進するため、バリアフリーの歩道や防護柵、区画線、道路反射鏡等を計画的に整備します。

基本事業
3

防犯体制の充実

- 市民の防犯意識を高めるとともに、地域全体の防犯体制の充実を図るため、行政・市民・地域・警察・防犯団体等が連携し、防犯講座や広報活動に取り組み、安心安全なまちづくりを推進します。
- 多様化する犯罪を未然に防止するため、防災行政無線、防災ラジオ、回覧等を活用し、市民の防犯意識の高揚に努めます。
- 市民の消費者トラブルの解消や消費生活における安全を確保するため、関係機関と連携し、消費生活に関する相談への対応や問題解決に取り組むとともに、消費者被害防止の啓発を行います。
- 防犯灯設置補助を継続的に実施し、防犯環境の充実を図り、犯罪抑止に努めます。

基本事業
4

国際交流の進展による防犯・交通安全対策の強化

- 外国人留学生や企業で働く外国人労働者との交流を深めるとともに、安全で安心な生活を送ることができるよう警察等関係行政機関と連携し、犯罪や交通事故等の被害防止に努めます。



◆現状と課題◆

- 公営住宅については「豊前市公営住宅等長寿命化計画」を平成22(2010)年度に策定し(令和2(2020)年度に更新)、公営住宅ストックの長寿命化を図っています。今後も同計画に基づいて修繕等を実施し、良質な住宅ストックを確保することにより、安定的に提供していく必要があります。
- 住宅に困窮する方に対応するため、高齢者のみの世帯や中学生以下の子どもを持つ世帯、障がい者のいる世帯については、住宅募集後の抽選の権利を一般の世帯より優位にすることで、入居しやすくしています。また、急に住居の支援が必要になった方のために、引き続き随時入居が可能な部屋の確保を図る必要があります。
- 上町住宅跡地等、市が所有している未利用地については、その有効活用策を検討し、適切な土地利用を促進していく必要があります。
- 市の中心地域であるJR宇島駅周辺においては、活性化に向けた都市機能の誘導を図っていくことが重要であり、環境整備を進めていく必要があります。
- 現行の「豊前市都市計画マスタープラン」は、平成22(2010)年度に策定され、概ね20年後の令和12(2030)年を目標年次としています。「豊前市都市計画マスタープラン」は、市総合計画の将来ビジョンに大幅な変更があった場合などには、計画の整合性を図るために見直し・改訂が必要になります。
- 既設公園については、年1回の定期点検を実施するとともに、必要に応じた遊具の管理・更新を行い、安全に遊べる環境の確保に努めています。また、市内5カ所の都市公園については「豊前市公園施設長寿命化計画」を平成23(2011)年度に策定し(令和2(2020)年度に更新)、施設・設備等の更新を行っています。天地山公園については、施設・設備等の更新に加えて、利用者ニーズに合わせた環境整備を行い、利用促進を図っていく必要があります。
- 自然環境を活かし、本市らしい良好な景観を形成していくため、平成23(2011)年度に策定した「豊前市景観計画」に基づいた事業を実施していく必要があります。

◆施策の基本方針◆

対象	目的
全市民	人口バランスや周辺環境など、様々な要素に配慮しながら、公営住宅の修繕や未利用地等の計画的な土地利用を図り、誰もが住みやすい住環境づくりを推進します。

◆成果指標◆

公営住宅の修繕棟数	指標設定の考え方
令和3年度:実績値 1棟	良好な住環境を確保するため、公営住宅等長寿命化計画に基づき、既存ストックの計画的な修繕を進めます。
令和9年度:目標値 5棟 (5~9年度)	

◆基本事業◆

基本事業
1

公営住宅等の適正な維持・管理

- 良好な住宅の安定的な提供を行うため、公営住宅については「豊前市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、引き続き計画的な修繕を実施します。

基本事業
2

計画的な土地利用

- 長期にわたり、安定した適正かつ合理的な土地利用を行うため、国土利用計画に基づいた土地利用を推進します。
- 適切な土地利用を促進していくため、上町住宅跡地等、市が所有している未利用地の有効活用を図ります。
- 中心地域への都市機能の誘導を図るため、JR宇島駅周辺の環境整備を推進します。
- 市内各地域の人口推移を踏まえながら、「豊前市都市計画マスタープラン」に沿ったまちづくりを推進します。

基本事業
3

公園の整備・充実

- 子どもが安全に遊べる環境を確保するため、既存公園については、適切な管理を行います。
- 都市公園については、本来機能を維持していくため、「豊前市公園施設長寿命化計画」に基づき、施設・設備等の更新を行うとともに、利用者のニーズに合わせて環境整備を推進します。

基本事業
4

美しい景観の保全と創出

- 本市らしい良好な景観を形成するため、「豊前市景観計画」に基づきながら、地域や県と連携のもと、景観整備事業等を活用し、美しい景観のまちづくりを推進します。



基本目標
1 快適に暮らすための基盤を整える

政策2 快適な生活環境の整備

施策
4 交通基盤の整備

◆現状と課題◆

- 市内の公共交通の維持・確保を目的として、豊前市バス及び中津市・吉富町と共同運行を実施しているコミュニティバス豊前・中津線を運行し、利用者の利便性を高める各種取組を進めています。
- 年々減少する利用者についてはデマンドタクシー※を活用し、市内タクシー事業者・JR等の交通事業者と連携しながら、地域の実情に即した公共交通網の再編を進めていく必要があります。
- 東九州自動車道については、平成28(2016)年4月に全線開通が完了しましたが、今後も更なる利便性向上のため、4車線化に向けた要望等を行っていく必要があります。
- 市内の道路については、豊前インターチェンジから市中心部へのアクセス向上が課題となっています。また、道路幅員が狭小で緊急車両の通行に支障が生じる箇所も残っていることから、地域の実情を考慮した上で、計画的に整備を行っていく必要があります。
- 市内の橋梁については、供用開始から長期間が経過しているものも多く、安全性を確保するためにも、「豊前市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき整備していく必要があります。

◆施策の基本方針◆

対象	目的
全市民	市民の誰もが自家用車や公共交通機関などによる外出・移動において不便を感じることがないように適切な整備を進めます。

◆成果指標◆

地域公共交通利用者数	指標設定の考え方
令和3年度:実績値 40,107人 令和9年度:目標値 80,000人	学生や高齢者など、自動車を運転できない市民が不便を感じることなく生活できるよう、豊前市バス等の公共交通機関の利便性を向上し、乗客数の減少を防ぐことを目指します。

用語解説

※ デマンドタクシー:利用者からの事前予約(デマンド)に応じて、指定の場所から目的地まで運行する乗り合いタクシーのこと。運行ルートや時間を定めているもの、任意の場所で乗降できるもの、目的地を駅、公共施設に限定しているものなど、地域の実情に応じて複数の運行形態がある。

◆基本事業◆

基本事業
1 公共交通機関の充実

- 地域公共交通の維持・確保を図るため、利用者の利便性を高める各種取組を進めるとともに、公共交通網の再編を推進します。
- 広域医療の連携及び生活交通の確保を図るため、市外の医療機関へのアクセスを維持するとともに、豊前市バスへの乗継の利便性を高め、利用者の確保を図ります。

基本事業
2 東九州自動車道の活用

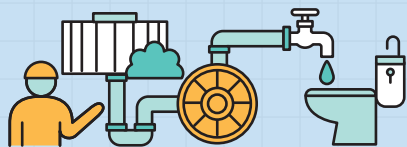
- 東九州自動車道については、更なる利便性向上のため、4車線化に向けた提案・要望を行います。

基本事業
3 道路環境の整備

- 地域の実情に即した道路交通網を形成するため、「豊前市都市計画マスタープラン」における道路整備の方針に基づき、通学路を中心に集落間を結ぶ道路を計画的に整備します。
- 豊前インターチェンジから市街地中心部へのアクセス向上のため、宇島・久路土線の整備を促進します。
- 市民の利便性と安全性の確保のため、道路拡幅や舗装の新設・更新、歩道の設置等、道路の適切な維持管理を行います。
- 道路環境維持のため、地域の協力のもと、路肩の除草処理・水路の清掃等を行います。
- 橋梁の安全性を確保するため、「豊前市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、緊急性の高い橋梁から順次整備します。



橋梁修繕



◆現状と課題◆

- 本市における令和2(2020)年度末の上水道普及率は73%、下水道(公共下水、合併処理浄化槽)の水洗化率は66%となっています。
- 上水道については老朽管の更新等を適宜実施し、水道施設の適切な維持管理を実施するとともに、整備区域において普及率向上のための啓発活動を行っています。
- 下水道については整備区域の拡張に向け管渠※整備を適宜実施するとともに、個別訪問等による水洗化率向上のための啓発活動を行っています。
- 上水道・下水道ともに、今後も適切な施設管理を行っていくとともに、啓発活動の継続的な実施による普及率・水洗化率の向上を図っていく必要があります。

◆施策の基本方針◆

対象	目的
全市民	既存施設の適切な維持管理を行うとともに、上下水道施設の整備及び更新を計画的に推進します。

◆成果指標◆

市全体の下水道水洗化率	指標設定の考え方
令和3年度:実績値 66.8%	生活環境の向上を図るため、下水道(公共下水、合併処理浄化槽)水洗化率の向上を目指します。 (水洗化率=水洗化人口/行政区域内人口)
令和9年度:目標値 70.0%	



用語解説

※ 管渠:地中に埋設した主に水道の排水・取水管(上水管、下水管)、あるいはその側溝のこと。

◆基本事業◆

基本事業
1

水道施設の整備と適正な維持管理

- 水道施設の適正な維持管理の向上に努め、計画的な水道施設の耐震化及び老朽管更新事業を推進します。
- 上水道普及率向上及び使用量の増加を図るため、水道の利用について啓発を行います。

基本事業
2

公共下水道の整備及び水洗化率の向上

- 生活環境の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、整備区域の拡張を適宜実施いたします。
- 下水道施設の適正な維持管理の向上に努め、老朽化施設の計画的な更新整備を推進します。
- 水洗化率向上のため、整備区域での普及促進活動を推進します。

基本事業
3

合併処理浄化槽の設置推進と適正な維持管理の啓発

- 生活排水による水質汚染を防止するため、合併処理浄化槽の設置を推進します。
- 合併処理浄化槽の適切な維持管理のため、指導・啓発を行います。



◆基本事業◆

基本事業

1

自然環境の保全

- まちの緑を増やすため、緑の募金※活動を通じて、苗木の提供を行います。
- 自然保護意識や環境美化意識の高揚を図るため、花と緑のまちづくりを推進します。
- きれいなまちを維持していくため、豊前市クリーン作戦等のボランティアによる定期的な一斉清掃を実施します。
- 自然環境保全を推進するため、関係機関と協力しながら、地域での自主的な環境活動や環境学習を支援します。

基本事業

2

河川環境の保全

- 環境に配慮した河川空間の創出のため、計画的な河川整備を推進するとともに、水害対策として土砂の浚渫、樹木の伐採等を実施します。
- 市民の水質保全に対する関心を高めるため、広報等による意識啓発を行います。



あじさい祭り

用語解説

※ 緑の募金：身近な地域の「森づくり・人づくり」活動の活性化を目的とした募金のこと。

基本目標

1

快適に暮らすための基盤を整える

政策3 自然環境への負荷の抑制

施策
6

自然環境を活かしたまちづくりの推進

◆現状と課題◆

- 本市が持つ豊かな自然環境を保全するため、花苗の配布や「豊前市クリーン作戦」等、市民との協働による自然環境の維持・保全活動を行っています。今後も、市民との協働による環境美化活動を継続するとともに、環境学習の実施や広報等を活用した啓発活動を行うことで、市民一人ひとりの環境に対する意識の向上を図っていく必要があります。
- 河川環境の保全のため、計画的な整備を推進するとともに、近年増加している集中豪雨等による水害への対策として、土砂の浚渫や樹木の伐採等の維持管理を継続的に実施していく必要があります。

◆施策の基本方針◆

対象	目的
地域・ボランティア	自然環境の保全に対する活動の支援を行っていくほか、河川環境整備や景観形成等を計画的に推進します。

◆成果指標◆

豊前市クリーン作戦参加人数

令和3年度:実績値	令和9年度:目標値
504人	2,900人 (5～9年度)

指標設定の考え方

自然を守る市民が多いまちとなるように、全市的な環境保全に対する取組である「豊前市クリーン作戦」の参加人数の増加を目指します。



豊前市クリーン作戦



◆基本事業◆

基本事業

1

カーボンニュートラルの実現

- 二酸化炭素(CO₂)の森林吸収量の維持、増加に向けた森林整備を推進します。
- ごみの排出抑制や資源化の推進を図るため、リユース・リデュース・リサイクルを意識し、徹底した分別収集を行います。
- 省エネの取組やエネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギーの推進を行います。

基本事業

2

循環型社会の実現

- ごみの分別収集を徹底するため、「資源とごみの分別ガイドブック」や広報誌、ホームページによる普及啓発を行うとともに、リサイクルセンターを活用します。
- ごみの減量化と再資源化を推進するため、関係機関に対して奨励金交付事業を継続します。
- 可燃ごみの減量化のため、マイバッグ運動やリサイクル運動、イベント等での啓発活動を推進します。

基本事業

3

ごみ処理・処分体制の整備充実

- 生ごみの減量化と有効活用を図るため、個人向けのコンポスト等生ごみ処理容器導入については補助金の交付を実施し、普及を推進します。
- 継続的にごみの適正処理、処分を続け、環境の保全を図っていくため、将来にわたるごみの処分体制の検討を進めます。

基本事業

4

ごみの不法投棄の防止

- 不法投棄を防止するため、不法投棄パトロールを実施します。

基本事業

5

公害防止の環境づくり

- 公害に対する市民の不安を解消するため、野焼きや騒音・振動・臭気等については、関係機関と合同で事業所への監視指導を徹底します。

基本目標

1

快適に暮らすための基盤を整える

政策3 自然環境への負荷の抑制

施策
7

環境にやさしいまちづくりの推進

◆現状と課題◆

- 本市は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロする「豊前市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。目標達成のために再生可能エネルギー^{※1}の導入促進、廃棄物の削減や再資源化、森林整備など推進していきます。
- 「資源とごみの分別ガイドブック」を全戸に配布し、市民一丸となって、ごみの分別収集に取り組む必要があります。分別収集を徹底するための継続的な啓発を行い、循環型社会に向けた意識の向上に取り組みます。
- ごみの不法投棄や公害の防止に向けては、監視体制の強化を図るとともに、関係機関の協力のもと、指導を徹底する必要があります。

◆施策の基本方針◆

対象	目的
全市民・事業者	市民、事業者ともに、「カーボンニュートラル ^{※2} 」の実現に向けて取組を進めていくとともに、日常で発生するごみの分別やリサイクルの推進、ごみの不法投棄防止や公害の防止に向けた環境づくりを推進します。

◆成果指標◆

資源ごみの回収量	指標設定の考え方
令和3年度:実績値 779t	循環型社会の実現に向けて、資源ごみの回収量の増加を目指します。
令和9年度:目標値 900t	



環境学習風景

用語解説

※1 再生可能エネルギー:太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスなどエネルギー源として持続的に利用することができると認められるもの。

※2 カーボンニュートラル:温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。政府は2020年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。